

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	北海道北見市

北見市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北見市農林水産部 農政課
所在地 北見市北 4 条東 4 丁目 6 番地
電話番号 0 1 5 7 - 2 5 - 1 1 4 2
F A X 番号 0 1 5 7 - 2 5 - 1 1 8 1
メールアドレス nosei@city.kitami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト類（ドバト、キジバト、カワラバト）、キツネ、ハクチョウ類
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	北見市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害額(千円)	被害面積(ha)
エゾシカ	小麦	11,100	66.25
	牧草	5,115	9.65
	小豆	1,496	5.05
	大豆	1,665	4.50
	その他豆類	7,743	8.90
	スイートコーン	21	0.05
	デントコーン	849	1.60
	ビート	20,713	99.67
	その他果菜類（南瓜）	300	5.00
	葉茎菜類（玉葱等）	12,290	30.30
	馬鈴薯	6,388	31.50
	飼料・配合飼料	53	0.10
	計	67,733	262.57
	ヒグマ	小麦	420
牧草		159	0.30
スイートコーン		21	0.05
デントコーン		371	0.70
ビート		2,252	2.85
計		3,223	4.40
カラス類	小麦	126	0.15
	大豆	185	0.50
	その他豆類	166	0.05
	デントコーン	318	0.60
	葉茎菜類(玉葱等)	340	0.25
	計	1,135	1.55
ハト類	大豆	259	0.70
	デントコーン	265	0.50
	計	524	1.20
キツネ	牧草	27	0.05
	スイートコーン	62	0.15
	デントコーン	67	0.10
	ビート	793	2.33
	葉茎菜類(玉葱等)	422	0.40
	計	1,371	3.03
ハクチョウ類	小麦	600	11.00
	計	600	11.00
合計		74,586	283.75

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>生息状況：市内全域（市街地を除く）に生息。 （ただし、一部個体については市街地に迷い込む事案も発生。）</p> <p>被害の発生時期：農業被害は融雪期から12月頃まで。 通年で植林地の幼木食害。</p> <p>被害の発生場所：市内全域の農地及び山林等（植林地）。</p> <p>被害地域の増減傾向：積極的な駆除の実施により減少傾向にあるものの依然高水準で推移。</p>
ヒグマ	<p>生息状況：市内全域（市街地を除く）に生息。 （ただし、一部個体については市街地近くに出没する事案も発生。）</p> <p>被害の発生時期：6月から11月頃まで。</p> <p>被害の発生場所：市内全域の農地。</p> <p>被害地域の増減傾向：小麦やビート、デントコーンへの被害が大きく、出没件数及び有害駆除による捕獲も依然高水準で推移。</p>
カラス類・ハト類	<p>生息状況：市内全域に生息。</p> <p>被害の発生時期・場所等：農作物への被害や牛舎内外の飼料食害も発生しているほか、仔牛等の畜産被害（カラスによる）や家庭菜園等への被害も拡大。</p>
キツネ	<p>生息状況：市内全域に生息。</p> <p>被害の発生時期・場所等：農作物被害のみならず、農地等に隣接する市街地へも出没しており、家庭菜園等への被害も拡大。</p>
ハクチョウ類	<p>生息状況：常呂自治区に春と秋から冬にかけて飛来。</p> <p>被害の発生時期・場所等：3月から4月頃に秋まき小麦への被害。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）		目標値（平成33年度）		
	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	備考
エゾシカ	67,733	262.57	47,413	183.80	30%削減
ヒグマ	3,223	4.40	2,900	3.96	10%削減
カラス類	1,135	1.55	1,021	1.40	10%削減
ハト類	524	1.20	471	1.08	10%削減
キツネ	1,371	3.03	1,233	2.73	10%削減
ハクチョウ類	600	11.00	540	9.90	10%削減
計	74,586	283.75	53,578	202.87	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>①北見市の取組 猟友会北見支部の協力を得て銃器及びわなによる捕獲の実施（有害捕獲）及び北見市鳥獣被害対策実施隊によるエゾシカ並びにその他鳥獣（カラス類、キツネ、ハト類）の一斉捕獲を実施。</p> <p>②北見市鳥獣被害防止対策協議会の取組 狩猟免許取得に係る予備講習助成、捕獲技能向上講習会（猟銃の射撃技能向上講習会）、くくりわな及び箱わな導入、被害調査、緩衝帯整備（下刈り）、エゾシカ等の一斉捕獲の実施。（北見市鳥獣被害対策実施隊との連携による実施）</p>	<p>①ハンターの高齢化や減少により、将来の有害鳥獣捕獲員等の担い手（後継者）不足が懸念されているため、若手後継者の育成が喫緊の課題である。</p> <p>②エゾシカ捕獲頭数は目標を上回る捕獲を実施し被害額及び被害面積は減少に転じているものの、依然高水準で推移している。</p> <p>③その他鳥獣の被害額は減少傾向にあるが、依然高水準で推移している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電気柵の新設や防護ネットの補修に係る経費を助成</p> <p>① 北見市の単独補助事業（農業者への電気柵導入助成） H27年度12件、H28年度16件、H29年度23件</p> <p>② 国の補助事業等 H11～12年度（担い手畑総事業106km実施） H15年度（生産総合事業61km実施） ※いずれも旧留辺蘂町</p>	<p>①河川、国道、道々などの防護柵などが設置できない箇所や未整備区域からの侵入防止対策が喫緊の課題である。（交通事故等も発生している）</p> <p>②ヒグマの出没並びに有害捕獲もあることから、より一層の対策強化を講じる必要がある。</p> <p>③カラス類による仔牛や搾乳牛の乳房攻撃等も発生していることから、鳥類による被害防止対策強化を講じる必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

- ①北見市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を継続する。
- ②これまで実施してきた各種被害防止対策及び担い手（有害捕獲（駆除）後継者）対策を継続・強化し、猟友会北見支部と連携して事業を実施する。
- ③エゾシカ及びヒグマについては電気柵等の導入を継続支援するとともに、地元猟友会（部会）及び各関係機関各所の協力を得ながら、鳥獣による被害拡大防止及び被害減少を目指す。
- ④カラス類、キツネ、ハト類等については地域現状を踏まえ、被害防止体系を検討し、被害減少を目指す。
- ⑤ハクチョウ類については、地元猟友会の協力を得ながら猟銃による追い払い、花火等による追い払い等を検討し、被害減少を目指す。
- ⑥各自治区の猟友会（部会）間の連携及び許可区域の弾力的運用（実施隊等）、鳥獣等の個体数の調整（増加防止）対策等について、国・北海道及び関係機関と協議し各種対策（事業等）を検討・実施する。
- ⑦より一層の射撃技術向上の推進並びに銃器を用いた捕獲活動の事故防止徹底を図る。
- ⑧ICT技術を用いた効率的な捕獲についての研究を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①北見市長が指名又は任命した、北見市鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）による捕獲活動を継続実施する。（民間隊員、市職員隊員）
- ②北見市鳥獣被害防止対策協議会への支援を継続するとともに、猟友会北見支部の協力を得て、銃器及びくくりわな等による有害捕獲を継続実施する。
- ③その他、国・北海道が実施する各種捕獲事業について協力する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度 ～ 平成33年度	エゾシカ ヒグマ カラス類 ハト類 キツネ ハクチョウ類	①各対象鳥獣の捕獲に適した捕獲機材等の導入整備。 ②各自治区間の連携による捕獲の実施（実施隊等）。 ③新規担い手確保の支援及び研修（射撃研修等）の実施。 ④その他、捕獲推進上必要と認められる取組の実施。 ⑤国・北海道が実施する各種捕獲事業への協力。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①北海道が策定したエゾシカ対策推進条例及びエゾシカ管理計画等に基づき、エゾシカの捕獲頭数や被害状況等を基に捕獲頭数を設定するとともに、有害鳥獣捕獲（駆除）期間の延長（通年）及び追加捕獲等を実施する。
②その他鳥獣については、過去の捕獲・駆除頭数に基づき策定する。
③ヒグマについては、人畜及び農産物等への被害の発生又は被害の恐れがある場合など、出没状況等に応じて捕獲等を実施するため捕獲計画頭数は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	1,600頭	1,600頭	1,600頭
ヒグマ	—	—	—
カラス類	500	500	500
ハト類	400	400	400
キツネ	150	150	150

捕獲等の取組内容
①捕獲実施地域は北見市内一円とする。
②銃器使用が困難な地域においては、わなを使用した捕獲を実施する。
③上記以外の地域においては、銃器及びくくりわな等により被害防止に効果的な時期や地域で実施する。（鳥獣保護区等）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
①対象鳥獣（エゾシカ及びヒグマ）の捕獲活動を実施する上で、対象鳥獣捕獲員が業務上ライフル銃を所持及び使用する必要性があると認められる場合については協力するものとする。
②実施時期並びに捕獲場所等については、別途指示するものとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
北見市内一円	キツネ、カラス類（ハシボソカラス、ハシブトカラス）、ハト類（ドバト、キジバト、カワラバト）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	平成31年度～平成33年度
エゾシカ ヒグマ	①北見市単独補助事業による電気柵等の設置支援事業推進 (事業費5,000千円/年度・延長距離25km/年度) ②国等の支援事業活用 ※上記事業については、各要望調査等により実施予定。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度 ～ 平成33年度	エゾシカ ヒグマ	①侵入防止柵の適正な維持管理を推進する。 ②河川、国道、道々などからの侵入防止について河川管理者、道路管理者等と対策等について協議を行う。
	カラス類 ハト類 キツネ	①地域に適した防除技術等を導入し、農業被害の拡大防止、被害の減少を図る。
	ハクチョウ類	①猟銃等による追い払い等を効果的に実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
北見市	住民の避難及び捕獲の実施、関係機関との連絡調整、情報提供等
北海道猟友会北見支部	捕獲の実施
北海道オホーツク総合振興局	情報提供等
北海道警察	住民の安全確保、情報提供等

(2) 緊急時の連絡体制

発見者から（通報）



北見市農林水産部及び各総合支所産業課（警察等）



市対策本部を設置→関係各所への連絡及び猟友会に出動要請



（警察、住民への周知、地域町内会長、学校、JA等）

現場確認（市職員及び猟友会）



・救助者がいる場合は人命を最優先し救助活動（市・猟友会）

・負傷者がいる場合は119通報

・住宅密集地の場合は必要に応じて各所に人員要請等を実施

捕獲等完了→安全確認広報等を実施（市）



各種報告→各関係機関への報告（市）

※その他詳細については、対策本部より指示

※対策本部は各自治区の捕獲（駆除）担当部署に設置

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

①捕獲したエゾシカ等の処理については、オホーツク農協連処理施設（化製場）及び市の処理施設にて処理を行う。

②ヒグマについては、内臓の一部を地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センターへ試料の提供を行なう。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉等への利活用推進のため、民間事業者等の利活用に対して協力を推進する

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	北見市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
北見市	被害防止活動の実施（実施隊出動命令を含む）、関係機関との連絡調整、情報提供、協議会の運営
きたみらい農業協同組合	侵入防止柵等の適正な管理指導、被害状況の把握、被害防止活動の実施、情報提供
常呂町農業協同組合	侵入防止柵等の適正な管理指導、被害状況の把握、被害防止活動の実施、情報提供
北見広域森林組合	被害状況の把握、被害防止活動の実施、情報提供
北海道猟友会北見支部	捕獲の実施
北見市第一農業委員会 北見市第二農業委員会	情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道オホーツク総合振興局	被害防止対策への助言及び指導、情報提供
北海道オホーツク総合振興局 網走農業改良普及センター	被害防止対策への助言及び指導、情報提供 （北見市被害防止対策協議会オブザーバー）
北海道オホーツク総合振興局 東部森林室	ヒグマ出没時における出没箇所情報の提供及び協力
北海道森林管理局網走中部森林管理署	実施隊等によるエゾシカ一斉捕獲への協力 ヒグマ出没時における出没箇所情報の提供及び協力（北見市被害防止対策協議会オブザーバー）
北海道警察北見警察署	ヒグマ出没時の住民周知と安全の確保

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

北見市職員、関係機関職員並びに猟友会北見支部会員の中から北見市長が指名又は任命し、協議会と連携した捕獲を継続する。（実施隊体制図：別添）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

北見市鳥獣被害対策実施隊体制図

北見市長より出動命令

※事前に北見市鳥獣被害防止対策協議会と協議実施

実施隊長は統括長に出動要請

統括長は班長を招集し命令内容を通知

各班長は隊員を招集し命令内容を通知

※北見市鳥獣被害防止対策協議会事務局も同席

実施隊による捕獲の実施

※市職員等も協力する。(併せて隊員の出動状況等確認)

班長より統括長に捕獲実績を報告

統括長は隊長に捕獲実績を報告

隊長は市長及び協議会長に捕獲実績を報告

- 実施隊隊長:北見市農林水産部長
- 実施隊副隊長:北見市農林水産部次長
- 統括長:北海道猟友会北見支部長
- 班長:北見地区(北見市駆除の会会長)
- 班長:端野地区(猟友会端野部会長)
- 班長:常呂地区(猟友会常呂部会長)
- 班長:留辺蘂地区(猟友会留辺蘂部会長)